

平成27～28年度地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院医療機器等整備支援業務委託契約書

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「平成27～28年度地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院医療機器等整備支援業務委託仕様書」及び乙が甲に提示した「プロポーザル提案書」（以下「仕様書等」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（注意義務及び委託期間）

第2条 乙は、甲が別に定める仕様書等に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、契約日から平成29年3月31日の間に委託業務を実施するものとする。

（委託費）

第3条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。このうち、平成27年度分の支払は、金 円とし、平成28年度分の支払は、金 円とする。

（支払方法）

第4条 乙は、第11条の規定による検査に合格し、成果物の引渡しを終了した後前条の委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（契約の変更）

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲及び乙は、必要があるときは、相手方と協議の上、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託業務の内容の変更の程度に応じて、両者協議の上、委託費及び委託期間を改訂するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約の全部又は一部を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、かかる解除は、甲が少なくとも10日の猶予期間を設けて文書により催告し、催告にもかかわらず是正されなかった場合になされるものとする。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (3) 乙が正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。
- (4) 乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- (5) 乙が次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」

という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 前2項のほか、甲及び乙は、必要があるときは、相手方と協議の上、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときは、当該事由の直接的結果として現実に発生した損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙の責に帰すべき委託業務の成果物の誤りに起因して甲に損害を与えたとき、又は乙が委託業務の実施に関し、乙の責に帰すべき事由に起因して甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(委託業務実施計画書、工程表及び主任担当者通知の提出)

第9条 乙は、この契約の締結後15日以内に委託業務実施計画書及び工程表を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 乙は、委託業務を主として担当する職員(以下「主任担当者」という。)を定め、氏名他必要な事項を通知するものとする。主任担当者を変更したときも同様とする。

(処理状況の報告等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(検査及び成果物の引渡し)

第11条 乙は、委託業務が終了したときに、委託業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 成果物の引渡し時期については、その都度協議のうえ決定する。甲は、成果物の提出に先立って、成果物となるべき報告書について、その内容の説明を求めることができる。

3 甲は、第1項の委託業務実績報告書、成果物を受理したときは、すみやかに検査を行うものとし、乙に対し、検査の立会及び成果物の内容説明を求めることができる。

4 前項の検査の結果、成果物の補修を要する場合は、乙はすみやかに所要の補修を行い、再検査を受けなければならない。なお、甲から、委託業務実績報告書提出後、10日間通知がない場合は、委託業務は完了したものとみなされる。

5 第3項の検査又は前項の再検査に合格したときをもって、報告期間に係る委託業務が完了したものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。乙は、

委託業務を処理する過程（準備期間も含む。）で甲が乙に開示、提供した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約終了後も継続するものとする。

（個人情報の保護）

第13条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（委託費の処理）

第14条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

（著作権の帰属）

第15条 この契約に基づき作成した成果物（以下「成果物」という。）の著作権については、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に基づく権利を含めて、甲乙両者の共有とする。この場合、甲及び乙は成果物につき、それぞれ相手方の了承及び対価の支払いなく自由に著作権法に基づく利用を行うことができるものとする。

（補正）

第16条 成果物の検査完了後6月以内に、成果物に乙の責に帰すべき作業ミスがあることが判明したときは、乙は、合理的な範囲内で補正を行うものとする。

（成果物に対する乙の責任）

第17条 本契約の他の条項において明確に規定されている場合を除き、乙は、第11条第5項に定める委託業務の完了をもって、委託業務及び成果物に対する乙の責任は果たされたものとする。

2 乙は、甲又は第三者による成果物の使用の結果については、乙の責に帰すべき事由によることが証明された場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

（委託業務遂行時における第三者の権利侵害）

第18条 甲および乙は、委託業務の遂行に当たり第三者の権利を侵害しないように、それぞれの担当する業務範囲において留意する。

2 成果物が第三者の知的所有権を侵害することを理由として、何らかの請求、異議等が申し立てられ、又は訴訟が提起された場合には、以下の事項を条件として、乙は、自己の責任と合理的な費用負担において当該申立てを解決するものとする。

(1) 甲が乙に遅滞なく当該請求につき書面にて通知すること。

(2) 当該防禦又は解決についての全権を乙に与えること。

(3) 抗弁、和解等について、甲が乙の要請に従って乙に協力すること。

3 前項の規定にかかわらず、乙は次のいずれかの事由を原因とする侵害については、責任を負担しないものとする。

(1) 当該申立てが甲提出の資料又は甲の指図に起因する場合

(2) 当該申立てが甲による成果物の改変に起因する場合

(3) その他乙の責に帰すべき事由以外の事由に起因する場合

（合意管轄）

第19条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第20条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その

1 通を所持する。

平成27年 月 日

甲 静岡市葵区北安東4丁目27番1号
地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院
院長 田中 一成

乙

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業員の監督

乙は、その従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、委託業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。